

令和6年 6月21日	
資料提供	
担当課	多様な生き方支援課
担当者	西村、上田
直通電話	073-441-2510

6月23日～6月29日は男女共同参画週間です！

男女共同参画社会基本法の公布・施行日である6月23日から6月29日までの一週間は、内閣府が主唱する「男女共同参画週間」です。ジェンダー(※)にかかわらずそれぞれが個性と能力を発揮できる社会を実現するためには、みなさん一人一人の取組が必要です。

すべての人が自分らしい人生を実現させるために、家庭や職場、地域等、まずは身のまわりの人間関係について考えてみませんか？

令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

“だれもがとれも選べる社会に”

内閣府において応募総数2,348点の中から最優秀作品として選ばれました。



県の取組について

誰もがジェンダーにかかわらず多様な生き方ができる社会を実現するため、和歌山県では様々な取組を行っています。男女共同参画週間中には、県内各地で啓発等の取組を集中的に行います。

◎各地域の取組一覧は別紙1をご覧ください。

また、県ではジェンダーにとらわれず自分らしく生きる上での困り事や、悩みに関する相談窓口を設けています。総合相談のほか、DV、性暴力、ジェンダー差別など様々な相談に対応しています。いずれも秘密厳守・相談無料ですので、お気軽にご利用ください。

◎各相談窓口一覧は別紙2をご覧ください。

(※)ジェンダー(gender)：生物学的な性(sex)とは異なり、社会的・文化的に形成された性のこと